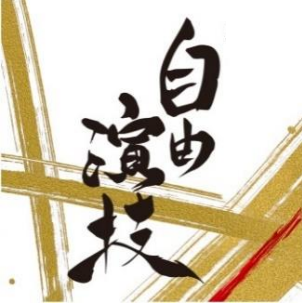




# One 国内株オープン（年2回決算型）

<愛称：自由演技（年2回）>

追加型投信／国内／株式



## 分配金に関するお知らせ

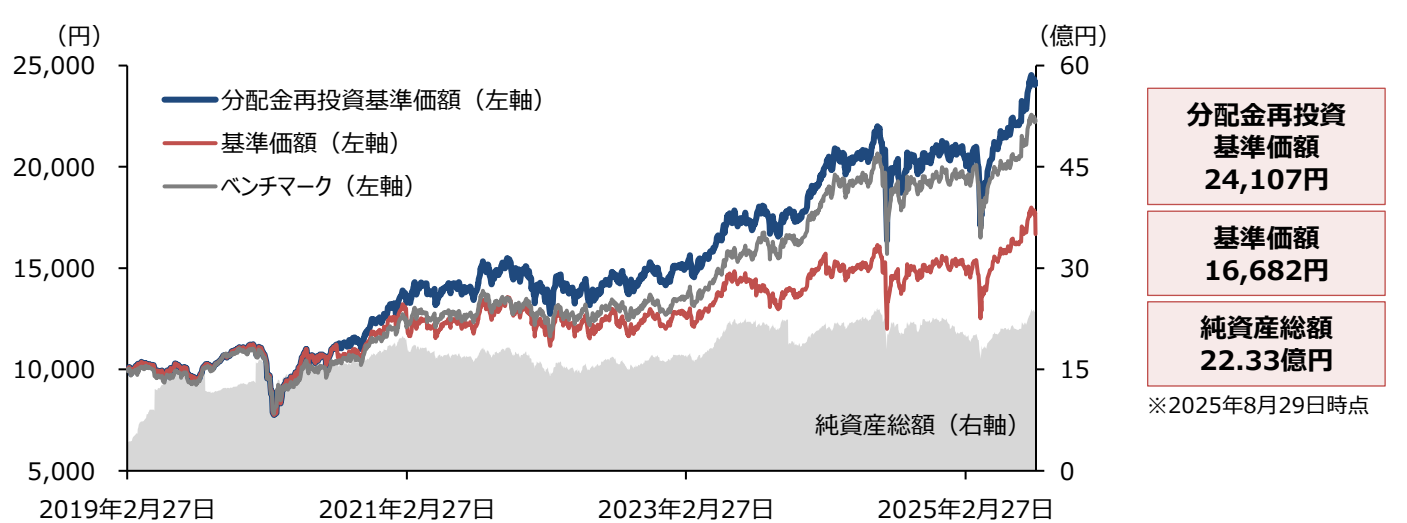
平素は、「One 国内株オープン（年2回決算型）」をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。  
当ファンドは、第13期決算（2025年8月29日）において基準価額の水準や市況動向等を勘案し、  
分配金を1,000円（1万口当たり、税引前）といたしました。

### 分配金実績（1万口当たり、税引前）※直近12期分

| 第2期<br>2020年2月28日 | 第3期<br>2020年8月31日 | 第4期<br>2021年3月1日   | 第5期<br>2021年8月30日  | 第6期<br>2022年2月28日  | 第7期<br>2022年8月29日  | 設定来<br>累計分配金 |
|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------|
| 0円                | 550円              | 1,000円             | 0円                 | 0円                 | 400円               |              |
| 第8期<br>2023年2月28日 | 第9期<br>2023年8月29日 | 第10期<br>2024年2月28日 | 第11期<br>2024年8月29日 | 第12期<br>2025年2月28日 | 第13期<br>2025年8月29日 | 5,050円       |
| 250円              | 850円              | 1,000円             | 0円                 | 0円                 | 1,000円             |              |

※分配金実績は、1万口当たりの税引前分配金を表示しています。  
※運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。上記は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

### 運用実績（期間：2019年2月27日～2025年8月29日（日次））



※2019年2月27日（設定日前営業日）を10,000円として計算しています。  
※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。  
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。  
※ベンチマーク：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

### 騰落率（税引前分配金再投資基準価額） 基準日：2025年8月29日

| 1ヵ月   | 3ヵ月    | 6ヵ月    | 1年     | 3年     | 5年      | 設定来     |
|-------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 5.99% | 10.75% | 20.36% | 20.38% | 67.11% | 119.38% | 141.07% |

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。  
※各期間は、基準日から過去に遡っています。また設定来の騰落率については、設定当初の投資元本をもとに計算しています。  
※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※P4の「当資料のお取り扱いについてのご注意」を必ずお読みください。



アセットマネジメントOne

商号等：アセットマネジメントOne株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

**ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)**

マクロの投資環境の変化に応じて、その時々で最適と判断される投資スタイルで運用を行います。

- マクロの投資環境の変化に応じて投資スタイルを適宜変更します。
- その局面でベストと思われる投資尺度を活用した銘柄選択を行います。

One国内株オープンマザーファンドへの投資を通じて、わが国の上場株式に実質的に投資します。マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。また、株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

**主な投資リスクと費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)**

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による増益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。その他の留意点など、くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- 株価変動リスク……当ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。また、中小型株式等を実質的に投資をする場合があります。これらの株式は、一般的に価格変動性が高いため、基準価額が大きく下がる場合があります。
- 個別銘柄選択…… 当ファンドでは、成長系(グロース系)株式、割安系(バリュー系)株式、大型株式、中小型株式といった運用スタイル配分の結果による個別銘柄選択効果により超過収益を積み上げることを目標としているため、株式市場全体の動きとは異なる場合があります。個別銘柄選択リスクとは、投資した株式の価格変動によっては収益の源泉となる場合もありますが、株式市場全体の動向にかかわらず基準価額が下がる要因となる可能性があるリスクをいいます。
- 流動性リスク………当ファンドにおいて有価証券等を売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。
- 信用リスク………当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

当ファンドへの投資に伴う主な費用は購入時手数料、信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込みメモ（くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください）

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位               | 販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）                                                                                                                                                                                                                                         |
| 購入価額               | 購入申込受付日の基準価額（基準価額は1万口当たりで表示しています。）                                                                                                                                                                                                                            |
| 購入代金               | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                                                                                                                                        |
| 換金単位               | 販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 換金価額               | 換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額                                                                                                                                                                                                                                  |
| 換金代金               | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                                                             |
| 申込締切時間             | 原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                 |
| 換金制限               | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                                                                                      |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。                                                                                                                                                |
| 信託期間               | 無期限（2019年2月28日設定）                                                                                                                                                                                                                                             |
| 繰上償還               | 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了（繰上償還）することがあります。<br>・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合<br>・受益権口数が10億口を下回ることとなった場合<br>・やむを得ない事情が発生した場合                                                                                                                  |
| 決算日                | 毎年2月28日および8月29日（休業日の場合は翌営業日）                                                                                                                                                                                                                                  |
| 収益分配               | 年2回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。<br>※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。                                                                                                                            |
| 課税関係               | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。<br>※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。 |

ファンドの費用（くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください）

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。  
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

●投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                               |
|---------|---------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入価額に、 <b>3.3%（税抜3.0%）</b> を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 |
| 換金手数料   | ありません。                                                        |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。           |

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|              |                                                                                                                                                                                                          |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用管理費用（信託報酬） | ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率1.727%（税抜1.57%）</b>                                                                                                                                                               |
| その他の費用・手数料   | その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。<br>・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等<br>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 |

## 投資信託ご購入の注意

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

## 当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みの際は、販売会社からお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 当ファンドは、実質的に株式等の値動きのある有価証券に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

### ◆分配金に関する留意点◆

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

### ◆委託会社およびファンドの関係法人◆

＜委託会社＞アセットマネジメントOne株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号  
 加入協会：一般社団法人投資信託協会  
 一般社団法人日本投資顧問業協会  
 ＜受託会社＞三井住友信託銀行株式会社  
 ＜販売会社＞販売会社一覧をご覧ください

### ◆委託会社の照会先◆

アセットマネジメントOne株式会社  
 コールセンター 0120-104-694  
 （受付時間：営業日の午前9時～午後5時）  
 ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

東証株価指数（TOPIX）の指数値および東証株価指数（TOPIX）にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数（TOPIX）にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。JPXは、東証株価指数（TOPIX）の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。

2025年9月1日時点

| 商号                | 登録番号等                     | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 備考 |
|-------------------|---------------------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|----|
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号   | ○       | ○               | ○               |                    |    |
| 株式会社SBI証券         | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号   | ○       |                 | ○               | ○                  |    |
| 楽天証券株式会社          | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号  | ○       | ○               | ○               | ○                  |    |
| moomoo証券株式会社      | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3335号 | ○       | ○               |                 |                    |    |
| マネックス証券株式会社       | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号  | ○       | ○               | ○               | ○                  |    |
| 松井証券株式会社          | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号  | ○       |                 | ○               |                    |    |
| 丸三証券株式会社          | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第167号  | ○       | ○               |                 |                    |    |
| 岡三証券株式会社          | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第53号   | ○       | ○               | ○               | ○                  | ※1 |

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

○印は協会への加入を意味します。

| 商号                                  | 登録番号等                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 備考 |
|-------------------------------------|------------------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|----|
| 株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券）   | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号  | ○       |                 | ○               |                    |    |
| 株式会社イオン銀行（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）   | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第633号 | ○       |                 |                 |                    |    |
| 株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社） | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号  | ○       |                 | ○               |                    |    |

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

＜備考欄について＞

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

（原則、金融機関コード順）

250818SK313343ファンド通信